

【 検 査 】

372 気管支喘息等に対する肺気量分画測定、フローボリュームカーブの算定について

《令和6年11月29日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD200「1」肺気量分画測定、D200「2」フローボリュームカーブの算定は、原則として認められる。
 - (1) 気管支喘息（疑い含む。）
 - (2) 咳喘息（疑い含む。）
 - (3) 慢性閉塞性肺疾患（疑い含む。）
- ② 薬剤負荷検査日におけるD200「1」肺気量分画測定、D200「2」フローボリュームカーブの算定は、負荷前後にそれぞれ1回ずつ、原則として1日2回まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

肺気量分画測定は、スパイロメータを使用して肺活量などの吸気量、呼気量を測定するもの、フローボリュームカーブは気流速度と気流量の関係パターンを曲線で評価するものであり、①の(1)から(3)の傷病名における呼吸機能の評価に有用である。

以上のことから、①の(1)から(3)の傷病名に対するD200「1」肺気量分画測定及びD200「2」フローボリュームカーブの算定は、原則として認められると判断した。

また、厚生労働省通知※に「負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する」と示されていることから、薬剤負荷検査日における肺気量分画測定、フローボリュームカーブの算定は、負荷前後で1回ずつ計2回の算定が可能である。

以上のことから、薬剤負荷検査日におけるD200「1」肺気量分画測定、D200「2」フローボリュームカーブの算定は、負荷前後にそれぞれ1回ずつ、原則として1日2回まで（D200「1」肺気量分画測定2回まで、D200「2」フローボリュームカーブ2回まで）認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について